

# 欧州知的財産ニュース

2004年9・10・11月合併号 (Vol.5)

2004年11月12日

JETRO テュッセルドルフセンター

## 目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください)

～ お詫び～

前回の欧州知的財産ニュースで、9・10月合併号として発行予定とお知らせしましたが、諸般の事情により9・10・11月合併号としての発行となりましたことをお詫びいたします。

### 今月の特集

- ・ WPO一般総会結果速報
- ・ 欧州における特許情報の無料検索サービスについて(3)

### 特許

#### 【欧州特許・共同体特許】

- ・ EPQ 今後の欧州特許制度に関する公開ヒヤリングを実施
- ・ デンマーク特許庁、北欧における共通PCT機関創設構想を提案
- ・ アイスランド11月1日、リトアニア12月1日よりEPC発効、全加盟国数30へ
- ・ セルビア・モンテネグロ 11月1日より欧州特許拡張協定の対象国に

#### 【バイオテクノロジー・生物多様性】

- ・ 欧州裁判所、EUバイオ指令未履行国に「有罪」判決
- ・ ドイツ国家倫理委員会、バイオ発明の特許性に関する専門家意見を公表
- ・ 欧州委員会、FAO植物農業遺伝資源条約についての会合を主催

#### 【医薬品】

- ・ 欧州委員会、小児用医薬品の品質・利用性向上、研究開発促進提案を公表
- ・ 欧州委員会、医薬品アクセスに関するEU域内履行規則案を公表

#### 【コンピュータ】

- ・ ミュンヘン市、サクソソフトへの移行を決定
- ・ ドイツ連邦議会、コンピュータ実施発明の特許性につき本会議場で大議論

#### 【その他】

- ・ 英国特許法改正の最新動向
- ・ 英国特許庁、在外者特許管理人等の要件緩和につき意見聴取結果を公表

## 意匠

- ・ 欧州委員会、自動車スベアパーツに関するEU意匠指令改正案を公表

## 商標

- ・ ECマドプロ10月1日より発効、OHIMも国際出願受理開始

## 不正競争防止法

- ・ 「eu」ドメイン導入計画が始動

## 模倣品・海賊版対策

- ・ 英国政府、IP犯罪防止戦略を公表
- ・ スイス特許庁、模倣品・海賊版被害状況調査結果を公表

## 特許情報・電子出願

- ・ EPQ 2004年11月30日でWebRegPro サービスの提供を中止へ
- ・ EPDOS年次会合、プラハで開催される
- ・ PATLB2005会合、来年5月にルーマニアで開催予定

## 欧州知的財産制度の基礎

- ・ 欧州の特許制度の概要 欧州特許

## 判決紹介

- ・ データベース作成者の権利に関するEC判決

欧州知的財産ニュースは、JETRO テュッセルドルフセンター産業財産権調査員(岩崎、濱野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、

patent\_tcd@jetro.go.jp まで。

Copyright(C)2004JETRO デュッセルドルフセンター(岩崎、濱野) All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じて責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

## 今月の特集

### ・W PO一般総会結果速報

### ・欧州の特許情報の無料検索サービスについて(その3)

## 特許

### 【欧州特許 共同体特許】

#### ・EPQ 今後の欧州特許制度に関する公開ヒヤリングを実施

EPOは、欧州特許のユーザー等各方面からの意見を聴取するための公開ヒヤリングを実施した。この公開ヒヤリングは、例えば「欧州におけるPCT業務の配分のあり方についての論議(PCTコンサルテーションプロセス)」に象徴されるように、今後の欧州特許制度のあり方全般を見直すべしとの声が次第に大きくなっていることを考慮して設けられたものであり、欧州特許の実務家団体(epi)や産業界(UNICE)の協力の下、出願人や代理人全般からの意見(11/2ミュンヘン)に加えて、中小企業(10/25プラハ)や金融・財務関係者からの意見(11/4ハーグ)も聴取されている。---EPOからのプレスリリースはこちら---

#### ・デンマーク特許庁、北欧における共通PCT機関創設構想を発表

デンマーク特許庁は「北欧における共通PCT機関創設のためのフィージビリティスタディ」と題する報告書を公表した。

このフィージビリティスタディは、PCTに関して北欧でのさらなる協力を求める(閣僚級)北欧審議会(Nordic Council of Ministers)が、北欧各国特許庁長官(ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、アイスランド)に対して、共通したPCT機関を北欧に創設することの可否について諮問したものである。

共通したPCT機関設立の背景としては、各国特許庁が審査能力を維持するためには最低限の出願数(クリティカル・マス)が必要であるところ、PCT経由は別として、自国出願が減少していることにある一方で、研究開発のパターンがこれらの北欧諸国では共通しており、ローカルな特許庁が今後も必要とされる状況にあることが挙げられる。

クリティカル・マス維持のための解決策として、各北欧特許庁間で、各技術的な許容量(コンピテンツ)を配分するとの協力形態が提案されており、さらに、この協力のための共通機関として、北

欧特許機構 (Nordic Patent Institute)を創設することを提案。特に、ジョイントベンチャー形式 (審査官は各国特許庁に所属)と自律形式 (審査官は各国特許庁に分散しているが、管理はすべてNPによる)の2つの可能性について検討がされている。

具体的には、現存する審査官 (デンマーク52名、フィンランド98名、ルウェー 83名、スウェーデン169名、アイスランド0名、計 402名)のうち、288名によって、各国出願のサーチ (デ 1100件、フ2200件、ノ1100件、ス3500件)、審査 (デ660件、フ1320件、ノ660件、ス2100件)、PCT国内段階 (各国 50件)、EPR (フ1000件、ス3000件)のように配分する形式が検討されている。

なお、実現までの問題点として、特にPCT、EPCの関係が指摘されており EPO内でのPCTコンサルテーションにおいてもこの報告書が提出されている。

(これらの国のうち、EPC加盟国でないのはルウェーのみ。)

---デンマーク特許庁のプレスリリースはこちら---      ---報告書はこちら---

--- PCTコンサルテーションでの各国コメント状況はこちら---

#### ・アイスランド11月 1日、リトアニア12月 1日よりEPC発効、全加盟国数 30へ

アイスランドは8月 31日、リトアニアは9月 3日に、EPC及びEPC 2000への加入書を寄託した。アイスランドは11月 1日、リトアニアは12月 1日よりEPC加盟国となり 全加盟国数は30に達した。

アイスランドをEPC出願の指定国とするのは11月 1日以降でなければならないが、10月中に出願されたものについては、出願人が11月 1日を出願日とすることを出願時に明示的に希望すれば、アイスランドを指定国とすることができるとの経過措置が設けられた。リトアニアについても同様に11月中の出願についての経過措置が設けられている。

PCT出願については、アイスランド国民やアイスランドに主要な営業地や居所を有している者は、11月 1日以降、EPOを受理官庁としてPCT出願をすることが可能となった。

また、11月 1日より前の国際出願日を有するPCT出願を基礎としてアイスランドを指定国とする欧州特許を取得することはできないが、そのPCT出願がアイスランドを単独で指定国としてれば、アイスランドの国内特許として付与され得る。さらに11月 1日より前の出願日を有するPCT出願については、欧州域内段階に入った時点でアイスランドを指定しても、その指定は法的に無効である。

以上は、リトアニアについても同様の措置が取られており 上述の内容につき、「アイスランド」を「リトアニア」に、「11月 1日」を「12月 1日」に置き換えれば足りる。

ただし、リトアニアについては、従前からEPOとリトアニアの拡張協定が存在しており、12月 1日のリトアニアのEPC加盟により、当該拡張協定は終了するものの、12月 1日より前の出願日を有する欧州特許出願やPCT出願については、なお拡張協定の適用があるとしている。

--- EPOからのプレスリリースはこちら    アイスランド関連    リトアニア関連---

## ・セルビア・モンテネグロ 11月1日より欧州特許拡張協定の対象国に

セルビア・モンテネグロ(旧ユーゴスラビア)が、EPOと2001年11月26日に締結した協力拡張協定が、本年11月1日より発効する。この協定により11月1日以降、EPC出願人の要求によりEPOにより付与された特許権に関して、セルビア・モンテネグロにおいても同じ内容で効力を及ぼすことが可能になる。拡張の利益を享受するための手数料は102ユーロで所定期間にEPOに納付する必要がある。 --- EPOからのプレスリリースはこちら ---

## 【バイオテクノロジー・生物多様性】

### ・欧州裁判所、EUバイオ指令未履行国に「有罪」判決

EU各国特許法の下で高度の倫理性を確保しながらもバイオ発明を保護することを趣旨として98年に成立したEUバイオ指令の各国履行問題に関して、欧州裁判所は、未履行国の一部に対して未履行である旨の確認判決を続々と出した。

これは、各国履行期限(2000年7月30日)を徒過し、依然として未履行であった国(ドイツ、オーストリア、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン)に対して昨年、欧州委員会が、欧州裁判所に未履行の確認を求める訴えを提訴していたことに応じたもの。一連の判決はフランス(7/1)、ベルギー(9/21)、ルクセンブルク(9/21)、オーストリア(11/05)、ドイツ(11/05)の5か国に対して出されている。

残る3国のうちスウェーデンは本年5月に履行済みであり、オランダは法案が議会に係属中であるが、イタリアはほとんど準備していない模様。

また、有罪判決を受けたフランスは、その後8月にバイオ指令の一部を履行する生命倫理法を可決しており、ドイツは連邦議会に履行法案を提出中。

これら「有罪」判決を受けた国が今後もさらに履行しない状態が続くと、欧州委員会から再度懈怠金の支払いを求めて欧州裁判所に提訴されることになる。

なお、本年5月よりEUに新規加盟した国の中で、キプロス、ラトビア、リトアニア、エストニア、スロベニアは指令未履行であるが、欧州委員会からの提訴にまでは至っていない。

### ・ドイツ国家倫理委員会、バイオ発明の特許性に関する専門家意見を公表

10月6日、ドイツ連邦政府の下で設置された国家倫理委員会は、人体を利用したバイオ技術発明の特許性に関する専門家の意見をまとめた報告書を公表した。これは、ドイツにおいてEUバイオ指令が未履行状態である現状において、バイオ発明に特許性を認めた場合の倫理上、学術上または法律上の問題点を整理し、専門家の見地から分析し見解をまとめたものである。報告書中、多くの専門家の意見は、ドイツの国内履行法案を支持し又はそれと整合するものであるが、特許権の効力を可能な限り制限べしとする少数意見も存在している。

--- 報告書全文の和訳はこちら ---

### ・欧州委員会、FAO植物農業遺伝資源条約についての会合を主催

6月29日に発効した「FAO植物農業遺伝資源条約」に規定された標準物質譲渡契約 (Material Transfer Agreement) の態様や盛り込むべき要素を決定するための専門家会合が、10月4～8日、欧州委員会主催の下、ブラッセルで開催された。

この標準MTAは、農業研究や新種育成のための遺伝資源の提供者側 (主に途上国) と受領者側 (主に先進国) との間の権利・義務関係を最小限度で規定するものであり、植物農業に係る遺伝資源へのアクセスと利益配分の基本枠組みを決める重要な要素である。今回の専門家会合は、途上国・先進国双方から専門家が集い、重要な穀物の品種を商業的に利用した場合の利益享受のあり方 (いかなる利益を配分すべきなのか、金銭的利益の場合にはいかなる支配方法とするか等) について議論がなされた。会合の成果物としての専門家からの勧告が、本条約のための暫定委員会 (11月15～19日) で審議され、11月22～27日のFAO総会に進捗状況が報告される見込みである。 --- FAO総会のページはこちら ---

## 【医薬品】

### 欧州委員会、小児用医薬の品質・利用性向上、研究開発促進提案を公表

9月29日、欧州委員会は小児用医薬に係る品質・利用性向上、研究開発促進のための規則案を公表した。これは、従来、小児用医薬については十分な収益が確保できないとの懸念から製薬業界の研究開発や治験がなされていないという問題を解決するために、新たな救済手段を提供すべく設けられたものである。

具体的には、例えば、小児用医薬の試験のために補完的保護証 (Supplementary Protection Certificate) を6か月延長し、実質的に特許権の権利期間を6か月延長したのと同様の効果を与えることや、販売許可を受けた特許のない (オフパテント) 小児用医薬の開発に対しては10年のデータ保護期間を与えること、さらには、中小製薬企業やジェネリック企業が小児用医薬の販売許可申請をした場合のデータ提出要件としては修正されたものに従えば足りること等の「特典」を与えている。

欧州委員会は、すべての利害関係者を含めた協議を行い、提案のインパクトを詳細に評価した上で、2006年下旬には閣僚理事会と欧州議会の同意を得たいと考えている。

--- 欧州委員会からのプレスリリースはこちら ---

### 欧州委員会、医薬品アクセスに関するEU域内履行規則案を公表

10月29日、欧州委員会は、WTOドーハ閣僚宣言「TRIPSと公衆衛生」パラグラフ6に関する一般理事会決定をEU域内で実施可能するための手続・条件を定めたEU規則案を公表した。このパラグラフ6の問題については、エイズ、マラリア、結核等の感染症が蔓延しているアフリカ諸国の技術水準の現状では、当該国において強制実施権を設定しコピー薬の製造を許可したとしても、そもそも医薬品の製造能力がないか又は不十分な場合が多いことからその実効性が期待できないことを背景として、代わりに医薬品製造能力を有する第三国 (例ブラジル) においてアフリカ諸国向けに輸出することを目的とする強制実施権を設定可能とするための条件は何かにつ

いてWTOにおいて議論がなされてきた。

昨年 8月 30日に成立した一般理事会決定では、TRIPS協定 31条 (f)の 生として...国内市場への供給のために」という加盟国に課された義務を当面の間免除することで、各国において輸出目的の強制実施権の設定が可能ないようにしたことを骨格としており、これに対応してカナダ、ノルウェー、スイスが輸出目的の強制実施権設定を限定的ながら許容するための国内法制化を進めてきた。今回の欧州委員会の提案により、欧州全域がこの問題に積極的に取り組んでいる姿勢が示されたことになり、TRIPS協定の改正も視野に入れた今後の交渉全体にも影響が及ぶものと推測される。

この規則提案は、今後 EU加盟国レベルでの協議を経て、来年の早い段階で欧州議会へ承認のため提出される予定。

---欧州委員会のプレスリリースはこちら---

---ド・ハ閣僚宣言「TRIPSと公衆衛生」はこちら--- ---WTO一般理事会決定はこちら---

## 【コンピュータ】

### ・ミュンヘン市、リサクソフトへの移行を決定

今年 8月、EUコンピュータ実施発明に関する指令案の審議状況如何では特許権侵害の恐れもあるとして、マイクロソフトからリサクソフトへの移行を一度断念したミュンヘン市は、EU指令成立前に移行した場合の法的問題を専門家に検討させた結果、特許権侵害の恐れはきわめて小さいものだと判断し、市の保有する 1万 4千台のコンピュータをリサクソフトに切り替える計画を再開させるとした。

EU指令案については、EU閣僚理事会と欧州議会との間でテキスト案が二転三転するなどしており、議論収束の目途が未だ見えていない。

コンピュータ実施発明の特許性に否定的な見解を有するオープンソースのグループからは、何が発明の「technical contribution」に当たるのか明確でないため混乱が生じ、過度に広範な解釈を通じて特許権侵害事件を増大させる恐れがあると指摘されている。

### ・ドイツ連邦議会、コンピュータ実施発明の特許性につき本会議場で大議論

10月 21日、ドイツ連邦議会 (下院)本会議において、与党連合である社会民主党 (SPD)と緑の党からコンピュータ実施関連発明の特許性に関して疑問を呈する決議案が提出され、政権与党を率いるシュレーダー首相の本件に係る政策に反対する姿勢を示した。

本会議では与党の他にも、CDU/CSUやFDPといった野党からもコンピュータ実施発明の特許性に係るEU指令案の「technical contribution」の解釈を狭くすることにより、特許すべき対象を限定すべしとする決議案が提出され、連邦政府はまさに窮地に立たされている。

最終的には、各決議案の採択のための投票にまでには至らず、特許性を認めた場合の潜在的な負の影響を懸念する旨の共同決議案を今後準備することで調整に入った。

この共同決議案の採択の有無に関わらず、ドイツにおいてこのような議論が生じたことは、今後

のEU指令案の議論の進展に大きな影響を与えることになるものと予想される。

EU指令案については、欧州委員会により当初用意されたテキスト案に反対するオープンソースのグループによるロビー活動が功を奏して、昨年9月の欧州議会において大幅な変更を余儀なくされたが、本年5月のEU閣僚理事会における政治的合意により、再度原案の趣旨が反映された形に復元されている。現在の連邦政府は、この政治的合意に賛成しており、議会との間で対立が生じていた。

## 【その他】

### 英国特許法改正の最新動向

英国新特許法 (Patent Act 2004)の成立については、欧州知的財産ニュース2004年8月号で報告したが、この法改正と並行して審議されていた、特許法の「規制緩和」(deregulation)に関する、特許法及び施行規則の改正が9月22日成立し、2005年1月1日より施行されることとなった(なお、Patent Act 2004の発効は現時点で未定なので、この改正は、Patent Act 1997の改正に該当する)。内容的には、WPOの特許法条約(PLT主として方式面のハーモのための条約;未発効)の条項を多数反映し、ユーザーフレンドリーなものとなっている。例えば、出願日の認定の緩和(15条)や、期間途過後の回復、期間の延長等。

---英国特許庁からのプレスリリースはこちら---

---特許法のうち改正部分ははこちら---      ---施行規則のうち改正部分ははこちら---

---本改正に関するユーザーガイドはこちら---

### 英国特許庁、在外者特許管理人等の要件緩和につき意見聴取結果を公表

英国特許庁は、在外者の特許管理人等(Address For Service)の要件緩和について、昨年10月13日から本年1月16日まで関心団体・個人から意見聴取をしていたところ、その結果をまとめた報告書を10月8日に公表した。

これは、従来の特許管理人等の業務に関し、異議申立のような当事者系事件を除いたすべての英国特許庁への対応業務に開放するとともに、管理人の居住要件を英国からEU全域に広げるといふ提案に対するコメントを求めたものであったが、その反応は概ね反対であった。英国特許庁としては、今後一方的な要件緩和改正を行わないとする一方で、EUレベルでのAFSの自由化を支持していくこととした。なお、この他にも提案には、みなし送達規定の廃止や送付遅延・不到達規定の見直しも含まれており、それらについては一定の支持が得られている。ちなみにドイツにおける在外者の特許管理人等については、ドイツ特許庁に対して資格を有する代理人を置かなければならないという要件が課されている。---英国特許庁からのプレスリリースはこちら---

## 意匠

### 欧州委員会、自動車スペアパーツに関するEU意匠指令改正案を公表



欧州では、かつて、自動車のスペアパーツ(複合製品の構成部品)に対して意匠保護を与えるかについて議論が紛糾し、EU意匠指令では、妥協案として freezeplus アプローチ(指令成立時点での各国法制を維持し、仮に改正する場合であっても、市場を自由化する目的とする場合にのみ改正可能とする方法)が採られていたが、9月14日、欧州委員会は、当該パーツのうち visible なものについて一律に意匠保護を否定するEU意匠指令の改正案を公表した。

現状では、ベルギー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、英国の7カ国は、2次的な市場における修理・交換に用いる自動車のスペアパーツの市場を開放しており(つまり意匠権による保護をしていない)、その結果、保護されている国とされていない国の間に、自動車スペアパーツの相場の6~10%程度の差が生じている。欧州委員会は、この障壁を取り除くことによって、visible なスペアパーツの業者に対して、欧州全域で、約100億ユーロ(約1.3兆円)の潜在的な市場が広がるとしている。また、約15%を占める日本・韓国・米国等からの輸入車のスペアパーツ(意匠権で保護されているためにほとんどこれらも輸入されているという)の製造市場として期待できるとの評価もされている。

具体的には現行指令14条を下記のように改正することを提案している。

「1.意匠としての保護は、最初の外観を回復するために、複合製品の修復を目的として、指令12条(1)の意味の範囲内において使用される複合製品の構成部品となっている意匠に対して存在しない。

2.構成国は、競合するスペアパーツ間で選択がないうるよう、消費者に対して、スペアパーツの出所(origin)について十分に告知されることを確保しなければならない。」

上記1項は、共同体意匠規則110条1項と同じ趣旨であり、共同体意匠規則では、スペアパーツについて意匠登録は可能であるものの、修理目的でのスペアパーツの使用にまで権利は及ばないこととなっている。

改正案は、指令発効後2年以内の国内履行を要求しており、この改正は共同決定手続きに基づくことから、今後この提案は欧州議会と閣僚理事会において議論されることとなる。

---改正提案テキストはこちら---

---欧州委員会からのプレスリリースはこちら---

---欧州委員会のFAQはこちら---

---アセスメントに関してはこちら---

## 商標

### ・ECマドプロ10月1日より発効、OHIMも国際出願受理開始

10月1日からのECのマドジュ議定書に加入により、WPOの管理運営する国際商標登録制度とOHIMの管理運営する共同体商標登録制度(CTM)のリンクが形成され、CTMの出願人・権利者は、CTM出願・登録を基礎としてマドプロルートを利用し、EU域外での国際的保護を求めることが可能となり、他方、マドプロ出願・登録をしているEU域外の出願人・権利者は、単にECと指定するだけでEU全域での保護を享受できることになった。

ECの加盟によりマドジュ同盟加盟国数は77になったが、2004年前半の国別マドプロ出願数ラ

ンキングについて見ると、ドイツ(18.8%)、フランス(11.3%)、ベネルクス三国(9%)、イタリア(8.8%)、スイス(6.9%)、米国(5.3%)という順で欧州諸国が主要なユーザーとなっている。ただし、米国は昨年11月に加盟したばかりのため利用率が低いものと推測される。

一方、CTMの出願数は、2004年1-9月では44,261件あり、米国(17.46%)、ドイツ(16.77%)、英国(11.00%)、スペイン(9.36%)、イタリア(8.19%)、フランス(7.48%)、ベネルクス三国(5.57%)、スイス(2.44%)、日本(2.42%)の順であり、米国がトップとなっている。

--- マドプロ出願統計はこちら ---      --- CTMの統計はこちら ---

## 不正競争防止法

### ・「eu」ドメイン導入計画が始動

本年4月に採択された欧州委員会規則により、「eu」をccTLD(country code Top Level Domain)とする構想が計画されていたが、当初の実施時期より大幅に遅れて2005年から本格的に実施されることになった。

10月12日、欧州委員会と「eu」TLDの登録管理業務全般を扱う非営利団体 EURidとの間で業務委託契約が成立し、今後は、ICANN(Internet Corporation For Assigned Name and Numbers)に「eu」TLDの導入に関して交渉を行う等の諸手続を経て、2005年第三四半期から始まる先行権利保有者(登録商標、未登録商標、地理的表示の権利者等)への優先登録期間を経て、広く一般から登録を受け付けることとなる。

なお、「eu」TLDは、原則として、EU域内に住所・居所を有する自然人やEU域内で設立された法人・団体にのみ与えられる。

「eu」TLD構想は、2003年3月に承認された電子商取引政策の実行計画(e-Europeアクションプラン)の一環として単一の欧州市場の発展に資するものとして提唱されたものである。

--- 欧州委員会からのプレスリリースはこちら ---      --- 2004年6月号関連記事はこちら ---

## 模倣品・海賊版対策

### ・英国政府、IP犯罪防止戦略を公表

模倣品・海賊版の横行が、消費者、ビジネス、経済に深刻なダメージを与えている現状を鑑み、英国特許庁のイニシアティブにより本年2月に設置された「IP Crime Group」は、今後の戦略をまとめたペーパーを公表した。このグループは、国家諜報機関、税関、検察官、産業界等の幅広い分野から構成されており、戦略ペーパーによれば、IP犯罪に対処するため、国内外及び中央・地方の関係諸機関・団体との連携を深め、IP犯罪の状況を把握するとともに今後の具体的目標を設定し、「National Enforcement Report」を毎年公表していくとしている。

--- 戦略ペーパーはこちら ---

### ・スイス特許庁、模倣品・海賊版被害状況調査結果を公表

スイス特許庁は、スイス国内及び海外での模倣品・海賊版の被害状況を在スイス企業に対して今春調査した結果を公表した。これによると、回答のあった企業のうち、64%が模倣品・海賊版に被害にあったことがあり、54%が過去12か月の間に個別の事件に直面しているとした。権利別被害状況としては、商標79%、意匠66%、著作権54%、原産地表示50%、特許29%となっている。産業別被害状況としては、食品（欧州市場全域、商標・原産地表示侵害）、贅沢品（欧州及び米国市場、商標・原産地表示侵害）、煙草（スイス国内及び海外、商標・著作権・意匠侵害）の被害が甚大であるとしている。

被害額の算定は様々な要素が絡み合っていて難しいとしており、一例として、時計業界の被害は、数万スイスフランから8百万スイスフランの範囲に及ぶとしている。

--- 調査報告はこちら ---

## 特許情報・電子出願

### ・EPQ 2004年11月30日でWebRegPro サービスの提供を中止へ

これまで、EPOが提供する欧州特許の出願・審査経過情報等を定期的にモニタリングする無料サービスとしては、100件以下の比較的小規模データを扱うのに適し、何らかの発生した際には電子メールで通報してくれるWebRegMT (Web Register Monitoring Tool) サービスと、100件以上の大規模データを扱いたい場合にEPOが独自に開発したプログラムをパソコン上で起動して、Registerに登録されているデータをダウンロードすることにより、各出願データの更新状況を知ることが可能なWebRegProサービスの二種類が存在していた。

しかしながら、EPOのユーザーニーズ調査により、11月30日をもってWebRegProサービスの提供を中止することが明らかになった。今後は、WebRegMTサービスの開発に一元化されるが、WebRegProの既存ユーザーがWebRegMTへスムーズに移行できるための経過期間として、2005年6月30日までは現在のWebRegProのソフトウェアはEPOによりサポートされる予定。

なお、今月の特集「欧州における特許情報の無料検索サービスについて(3)」にも関連記事を掲載しているので参照されたい。 --- EPOのプレスリリースはこちら ---

### ・EPDOS年次会合、プラハで開催される

欧州特許の情報・文献提供サービスの最新動向を知ることができるEPDOS (European Patent Information & Documentation System) 年次会合が10月25 - 27日、プラハで開催された。会議では、EPOの情報提供サービスと民間情報提供サービスとの役割分担、特許庁からのオンライン電子公報の発行、雑誌・論文等の非特許文献の提供といった特許情報提供に係る政策論にも議論が及び、特許情報普及に関する今後の方向性を形成する議論が活発に行われた。

--- 会合プログラム、資料、様子はこちら ---

## ・PATLB2005会合、来年5月にルーマニアで開催予定

欧州の特許情報の公衆閲覧施設をネットワーク化したPATLBの2005年年次会合は、来年5月17-19日、ルーマニアのシナイアで開催されることが決定した。

--- PATLB2005会合の専用ウェブサイトはこちら---

## 欧州知的財産制度の基礎

### ・ 欧州の特許制度の概要 欧州特許

欧州の知的財産制度の概観に続き、今回からは欧州の特許制度について概説する。欧州の特許制度は、共同体レベル、域内レベル、各国レベルの三層に分けて整理するのが最も理解しやすい説明の仕方であるように思われるが、これらの各層は密接かつ複雑に関連しており、かかる関連構造を把握することが、欧州の特許制度を理解する第一歩となる。

まず今回は、欧州において最も広く活用されており、この三層構造の中核を担う欧州特許に焦点を当てて解説を行う。欧州特許の出願から審査・審判段階までの基本的な流れも示したので参考にされたい。 ---詳しくはこちら---

## 判決紹介

### ・データベース作成者の権利に関するECJ判決

EU データベース指令 (96/9) は、データベース作成者に対して、通常の著作権法の範囲を超えた、独自の権利を与えているが(sui generis)、日米にはない制度であることから、その法解釈が注目されていた。11月9日、欧州司法裁判所 (ECJ) は、各国裁判所から予備的判断を付託されていた4件の事件について、判断を下した。

参照 (EU データベース指令 7条)

「1. 構成国は、コンテンツの入手(obtaining)、検証(verification)又は提示(presentation)に対し、質的及び/又は量的に実質的な投資としたデータベース作成者に対し、そのデータベース全体、又は質的及び/又は量的に評価して実質的な部分を抽出(extraction)及び/又は再利用(re-utilisation)することを防止する権利を付与しなければならない。...

5. データベースの内容の非実質的な部分の反復的かつ組織的な抽出及び/又は再利用であって、そのデータベースの通常の利用と矛盾するか、あるいは、データベース作成者の正当な利益を不当に害する行為を引き起こすものは、許容されない。」

#### 1. 事件の概要

・英国競馬協会事件(C-203/02: The British Horseracing Board Ltd and Others v William Hill Organization Ltd.)

英国競馬協会が作成した競馬関連のデータベースの情報を、オンラインギャンブル企業であるWilliam Hill社が自分の事業のために流用した事件。

・Fixture Marketing 事件 (C-46/02; C-338/02; C-444/02)

Fixture Marketing 社が作成した英国のサッカーリーグの競技リスト(fixture list)の情報を、フィンランド(C-46/02)、スウェーデン(C-338/02)、ギリシャ(C-444/02)のサッカー賭博と営んでいる業者が流用した事件。

## 2. 争点及びECJの判示事項

(1)保護されるデータベース作成者の要件として、コンテンツの入手、検証に対する質的/量的な実質的な投資が要求されているが、何に対する投資を指すのか？

「コンテンツの入手に対する投資とは、独立した材料(material)を見つけ、データベース内にそれらを集めるために費やされる資力を指し、データベースのコンテンツを構成する材料の創作に費やされる資力は含まない。」

( 試合日、時間、チームの組み合わせを確定されるために費やされる資力は、コンテンツの入手に対する投資ではない(Fixture Marketing 事件))

「コンテンツの検証に対する投資とは、データベースに含まれる情報の信頼性を確保するために、データベース作成時及びデータベース稼動中に、既に収集された材料の正確性をモニターするために費やされる資力を指し、次いで収集された材料を創作する段階での検証に費やされる資力は含まない。」

( 競馬のリストを作成しチェックするために費やされる資力は、コンテンツの入手・検証に対する投資ではない。(英国競馬協会事件))

(2)抽出・再利用とは何を指すか？

抽出・再利用とは、データベースのコンテンツの全体又は部分に対する、未許諾の流用や公衆への配布を指し、データベースへの直接的なアクセスを意味しない。」

( データベースのコンテンツがデータベース作成者又はその同意によって公衆に対してアクセス可能であったとしても、抽出・再利用権に影響を与えない。(英国競馬協会事件))

(3)保護対象となっている、「質的・量的に評価して実質的な部分」を判断する際のメルクマールは何か？

「質的・量的に評価して実質的な部分」とは、抽出・再利用行為の対象となっているコンテンツが、保護対象であるデータベースの一般的なコンテンツに対し、量的に実質的部分を表しているかを問わず、抽出・再利用行為の対象であるコンテンツの入手・検証・提示に対する投資規模を指す。」

(4)指令7条5項によって禁止される範囲はどこまでか？

「7条5項によって、未許諾の抽出・再利用行為であって、その累積的な効果によって、データベース作成者の許諾なく、そのデータベースのコンテンツの全体又は実質的な部分を再構成し利用可能とすることによって、作成者による投資に対して重大な被害を及ぼす行為は、禁止される。」

---英国競馬協会事件判決全文はこちら---

---Fixture Marketing 事件判決全文はこちら C-46/02 C-338/02 C-444/02---